

公正証書等作成支援補助金

内容

養育費の対象児童を扶養しているひとり親を対象に、債務名義（公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書等）を取得する際の**本人負担費用**を市が補助します。

補助対象：**令和3年4月1日以降**に作成した証書の作成費用（公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代）

対象者

東大阪市内にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ②養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ④養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養している方
- ⑤過去に補助金を交付されていない方

補助金額

本人が負担した費用と3万円を比較して少ない方の額（**市への申請は1回限り**）

申請に必要な書類

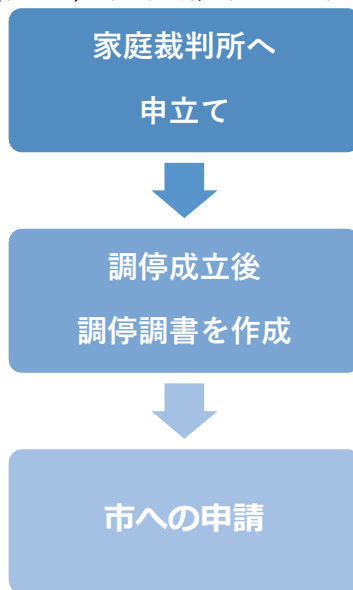
- ・申請者及び児童の戸籍謄本または抄本（3ヶ月以内のもの）
- ・世帯全員の住民票（世帯主氏名・続柄の表示があるものでかつ3ヶ月以内のもの）
- ・児童扶養手当証書又は申請者の所得証明書
- ・補助対象経費の領収書
- ・養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）

<申請までの流れ>

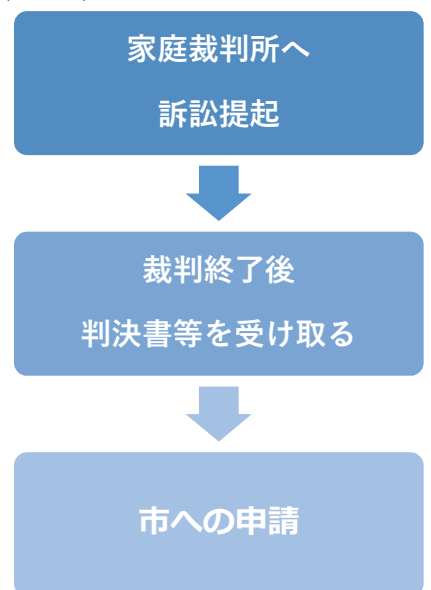
（例1）協議離婚の場合



（例2）調停離婚の場合



（例3）裁判離婚の場合



申請に関するお問合せはこちら

東大阪市役所 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課
TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817